

西宮市開発事業等紛争調停委員に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、開発事業等に係る紛争調整に関する条例施行規則（平成12年3月西宮市規則第110号）第15条の規定に基づき、西宮市開発事業等紛争調停委員（以下「調停委員」という。）について必要な事項を定める。

(調停委員の印)

第2条 調停委員が作成する文書が真正であることを認証することを目的として、調停委員の印（以下「印」という。）を定める。

(1) 西宮市開発事業等紛争調停委員印

- 2 印のひながた、書体及び寸法等は別表第1のとおりとする。
- 3 印の保管及び使用については、別表第1に定める管守者がその責任を負う。
- 4 管守者は、印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。
- 5 印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

(調停委員の指名)

第3条 西宮市開発事業等紛争調停委員（弁護士5名、学識経験者5名[行政・一級建築士] 計10名以内。）の中から案件ごとに事務局が2名（原則、弁護士1名を含む。）を選し、市長が指名する。

(調停委員の招集)

第4条 調停への出席要請

- (1) 初回、「調停のお願い」を市長より各調停委員へ送付し、案件、紛争当事者、調停期日（日時、場所）等を通知する。
- (2) 2回目以降、事務連絡により、案件、紛争当事者、調停期日（日時、場所）等を通知する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市開発事業等紛争調停委員印	<div data-bbox="730 331 874 474" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;"> 西宮市開 発事業等 紛争調停 委員之印 </div> <p data-bbox="603 501 989 622">【図内文字】 西宮市開発事業等紛争調停委員之印</p>	楷書	方 2 . 4 c m	建築調整課 長